

令和7年10月31日招集

# 10月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和7年度10月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年10月31日(金) 午後3時15分から午後3時43分

2 開催場所 ANAクラウンプラザホテル2階 芙蓉の間

3 出席委員 (34人)

### 農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三		6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親		12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	21番 草野伸一
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦芙
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第31号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第33号 買受適格証明願に関する処分決定について(法第5条許可)

議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第36号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己  
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩  
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

## 7 会議の概要

<p>小沢補佐 開始時刻 15:15</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会 令和7年度10月定例総会を開会いたします。</p> <p>5番 田中さとみ委員、11番 高橋潤一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、16番 大嶋喜芳委員、17番 丸山和秀委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>追加議案第36号 買受適格証明願に関する意見決定について (法第3条許可)</p> <p>議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第31号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について</p> <p>議案第33号 買受適格証明願に関する処分決定について</p>

	<p>(法第5条許可) の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。 議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で2件、中央地区で5件、秋葉区で2件、南区で3件、西蒲区で8件の計20件です。 次に議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で1件、秋葉区で2件、南区で3件、西区で3件、西蒲区で3件の計14件です。 次に議案第31号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西区で1件です。 次に議案第32号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、中央地区で1件です。 次に議案第36号買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)が、西区で1件です。 次に議案第33号買受適格証明願に関する処分決定について(法第5条許可)が、西区で1件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は38件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の山岸でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件の4件は、去る10月29日に審査を行いました。 最初に、議案第35号農地法第3条許可申請に関する意見決定で</p>

<p>議 長</p> <p>中央区部会長</p>	<p>す。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」「北 2 号」は売買によって農地を取得するものです。いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。次に、議案第 3 0 号農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>議案書 1 1 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地近くで土木工事業等を経営していますが、現在の敷地が手狭になったため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第 2 種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北 2 号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は阿賀野市で土木工事業等を営んでいますが、本社から近く、将来、新潟市内で業務拡張を考えているため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第 2 種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 2 件、農地法第 5 条許可申請 2 件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の 7 件は、去る 1 0 月 2 9 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 3 5 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書 3 ページ、4 ページをご覧ください。</p> <p>「中 1 号」、「中 2 号」、「中 4 号」は、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中 3 号」は賃借人への、「中 5 号」は同一経営体内での、売買</p>
--------------------------	---

	<p>による所有権移転です。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、個人住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第5条許可申請1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長 秋葉区部会長の笠原（職務代理者の白井）でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、29日に審査いたしました。</p> <p>「議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡人の申し出により贈与するものです。</p> <p>「秋2号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>続いて、「議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は第1種農地に農業用倉庫建築敷地として申請したものです。</p> <p>「秋2号」は第3種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。</p>
--	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は6件で、去る10月29日に審査を行いました。 まず、議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の6ページをご覧ください。 「南1号」は、相続により取得した農地の持ち分を贈与し、譲受人の単独所有とするものです。 次の「南2号」と「南3号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。 次に、議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。 議案書の14ページをご覧ください。 「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、秋葉区の集合住宅に居住していますが、手狭になってきたことから戸建て住宅を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 次の「南2号」は、農地に賃借権を設定し、農業用施設建設敷地に転用するものです。 転用者は、隣地にてキノコ栽培を行っていますが、増え続けるキノコの受注に対応すべく、新たな培養所を建設するため申請しました。 申請地の農地区分は、農用地に分類されますが、農業用施設用地に指定され、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。 次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、隣にある実家で親世帯と同居していますが、手狭になってきたことから戸建て住宅を建築するため申請しました。</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5条許可申請3件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>10月29日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第36号、買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）です。</p> <p>「西1号」は、申請人が公売入札に参加するための証明願いで、申請地を耕作の目的で取得するものです。</p> <p>次に、15ページをご覧ください。</p> <p>議案第30号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を売買し、土木建築業者の露天資材置場兼駐車場敷地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西2号」は、申請地を贈与し、個人住宅建築敷地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西3号」は、申請地を賃貸借し、天然ガス掘削工事の仮設現場事務所兼露天資材置場敷地に一時転用する計画です。農地区分は農振農用地ですが、農地転用許可基準の不許可の例外、「3年以内の一時転用」に該当します。</p> <p>西1号から西3号のいずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、17ページをご覧ください。</p> <p>議案第33号、買受適格証明願に関する処分決定について（法第5条許可）、です。</p> <p>「西1号」は、申請人が公売入札に参加するための証明願いで、申請地を既存建物の敷地拡張の目的で転用するものです。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>次に、18ページをご覧ください。</p> <p>議案第31号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、本市発注水道工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長するものです。</p> <p>以上、買受適格証明願（法第3条）、1件、農地法第5条許可申請、3件、買受適格証明願（法第5条）、1件、事業計画変更、1件、合計6件は、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の11件は、去る10月29日に審査を行いました。</p> <p>議案第35号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページから9ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」、および「蒲8号」は、譲渡人の要望により、売買および贈与にて所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲4号」から「蒲7号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第30号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、贈与により所有権移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「蒲2号」は、売買により所有権移転し、露天駐車場敷地として利用するものです。</p> <p>これまで、会社の事務所駐車場を資材置き場でも使用しており、手狭であったことから、申請に至りました。</p> <p>「蒲3号」は、売買により所有権移転し、農業用施設建築敷地として利用するものです。</p> <p>耕作面積の増加に伴い、農機具や資材の保管場所が不足していることから、申請に至りました。</p> <p>農地区分は3件とも第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>し、許可できるものです。</p> <p>土地改良区との協議も終了し、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、追加議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案書10ページ、追加議案第36号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案書 11 ページ、議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書 11 ページ 北 1 号については、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。</p> <p>それ以外の場合は、次回定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>北 1 号以外の事案は、諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 18 ページ、議案第 31 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書 19 ページ、議案第 32 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書 17 ページ、議案第 33 号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第 5 条許可)、審議に入ります。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>次に、別冊の議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和7年10月の利用権の設定等を促進する事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区4件、中央地区20件、南区2件、西区2件、西蒲区22件、合計で件数50件、面積213,523㎡です。</p> <p>次に、利用権の移転について、西蒲区2件、面積5,105㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページから15ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、16ページのとおりです。</p> <p>いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から10月6日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、17ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和7年12月26日からとなります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、別冊の議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:43</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度10月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---